# 【資料編】

## (目 次)

- 1 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部
  - (1) 本部設置要綱
  - (2) 本部会議開催経過
  - (3) 経緯・今後のスケジュール
- 2 広島市で発生した主な土砂災害・洪水・内水氾濫
  - (1) 6.29 豪雨災害 (平成 11 年 6 月 23 日~7 月 3 日)
  - (2) 平成 17 年 9 月 6 日 台風第 14 号
  - (3) 平成 18 年 9 月 16 日 台風第 13 号
  - (4) 平成 22 年 7 月 10 日~15 日 大雨による災害
- 3 土砂災害防止法
  - (1) 制定経緯
  - (2) 内容
  - (3) 平成 26 年 8 月広島豪雨を踏まえた改正
- 4 被災地の地形・地質
- 5 用語解説
- 6 住宅再建支援制度
- 7 がけ地近接等危険住宅移転事業
- 8 地元説明会開催状況等
- 9 土砂災害特別警戒区域等に係る基礎調査の見直し結果

## 1 平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部

#### (1) 本部設置要綱

## 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱

(目的)

第1条 平成26年8月20日の豪雨災害で被災した地区(以下、「被災地区」という。)について、まちの将来像を踏まえた復興まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、ビジョンに基づき安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部」(以下「本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2)被災地区の防災性向上のための道路等施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 被災地区の住宅再建等に向けた支援に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部会議を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、荒本副市長、西藤副市長の順序により、その職務を代理する

(本部会議)

- 第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会議)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、関係課長等による検討会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市整備局都市整備調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

## 別表1 (第3条関係)

都市整備局長

都市整備局指導担当局長

道路交通局長

下水道局長

安佐南区長

安佐北区長

消防局長

水道局長

## (2) 本部会議開催経過

## ア 第1回本部会議

日 時 平成 26 年 10 月 10 日 9:00~9:30

場 所 広島市役所本庁舎 10 階政策審議室

議 題・平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部の設置について

・復興まちづくりビジョンについて

## イ 第2回本部会議

日 時 平成 26 年 12 月 2 日 11:30~12:30

場 所 広島市役所本庁舎 10 階幹部会議室

議 題 ・復興まちづくりビジョン案(第1版)について

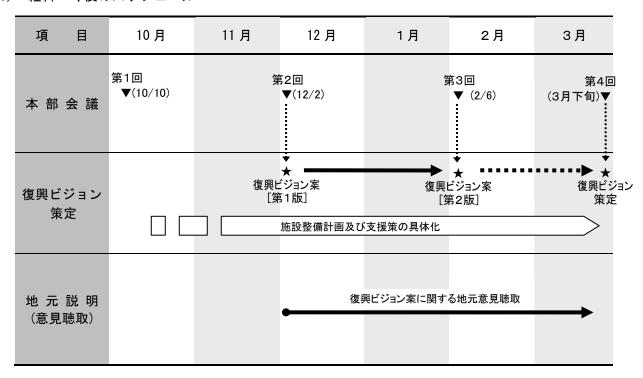
## ウ 第3回本部会議

日 時 平成 27 年 2 月 6 日 9:00~10:00

場 所 広島市役所本庁舎 10 階幹部会議室

議 題 ・復興まちづくりビジョン案(第2版)について

## (3) 経緯・今後のスケジュール



## 2 広島市で発生した主な土砂災害・洪水・内水氾濫

## (1) 6.29 豪雨災害 (平成 11 年 6 月 23 日~7 月 3 日) (\*3)

#### ア 概要

梅雨前線が日本の南海上に停滞、北上、南下を繰り返し、梅雨期特有のしとしと雨が続きました。23日には一旦雨は治まりましたが、29日午前0時頃から再び降り始め、午前中は県北部を中心として局所的に強まり、広島市を中心とした県南西部では、午前中は時間雨量10mm以下で推移しました。午後になって前線の活動が活発になり、13時~16時にかけて、広島市佐伯区から広島市安佐北区一帯で強い降雨を観測しました。

(観測点…広島地方気象台 1時間最大雨量…17.5 mm 総雨量…325 mm)

(観測点…安佐北区三入 1時間最大雨量…44 mm 総雨量…370 mm)

(観測点…山陽道八幡 1時間雨量…81 mm)

## イ 被害状況

表 資 2-1 全国の被害状況

人	的被害(人	()			住家被害(	棟)	
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
38	1	78	127	98	518	3, 701	16, 368

表 資 2-2 広島県の被害状況

人	的被害(人	()	住家被害(棟)				
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
31	1	59	101	68	300	1, 284	2, 763

表 資 2-3 広島市の被害状況

人	的被害(人	()	住家被害(棟)			棟)	
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
20	0	45	74	42	85	183	392

## (山崖崩れは596か所で発生)



写真 資 2-1 佐伯区五日市町上河内 堂ヶ原川で発生した土石流により住宅や道路が 被害を受けました。



写真 資 2-2 安佐北区安佐町飯室 土石流により宅地や農地に水や土砂が溢れました。

## (2) 平成 17 年 9 月 6 日 台風第 14 号

## ア 概要

台風第 14 号は、大型で強い勢力を保ったまま、九州地方西岸に沿って北に進み、6 日深夜 に山口県山陰沖の日本海に達しました。広島県廿日市市を中心とする広島県西部では、午後 より風雨が強まり、6 日午後 8 時から午後 10 時にかけて降雨はピークに達しました。

(観測点…広島地方気象台 1時間最大雨量…27.5 mm 総雨量…140.5 mm)

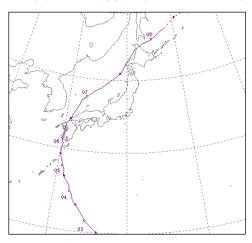


図 資 2-1 平成 17 年台風第 14 号の進路図

## イ 被害状況

表 資 2-4 全国の被害状況

,	人的被害(人)			住家被害 (棟)					
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
27	2	179	1, 178	3, 692	2, 817	7, 159	13, 580		

表 資 2-5 広島市の被害状況

	人的被害(人)			住家被害 (棟)					
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
0	0	3	3	72	71	119	117		

(山崖崩れは41か所で発生)



写真 資 2-3 安佐北区安佐町飯室 太田川の増水により護岸や道路が被害を受けました。



写真 資 2-4 佐伯区湯来町多田志井 水内川の増水により護岸や住宅が被害を受けました。

## (3) 平成 18 年 9 月 16 日 台風第 13 号

## ア 概要

台風 13 号の影響により、山陰沿岸にある秋雨前線に向かって湿った空気が流れ込み、山口県から進んできた散在的な雨雲が急速に発達し、16 日 17 時ごろから、17 日 3 時ごろにかけて、広島市北部及び芸北を中心に、局地的に激しい大雨となりました。

広島市では、17日夜から18日明け方にかけて、台風の暴風域に入り、最大瞬間風速34.9m/s、 最大風速21.5m/sを記録しました。

(観測点…広島地方気象台 1 時間最大雨量…7.5 mm 総雨量…37.5 mm) (観測点…佐伯区湯来町 1 時間最大雨量…58 mm 総雨量…313 mm)

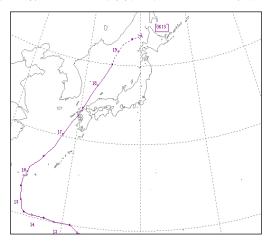


図 資 2-2 平成 18 年台風第 13 号の進路図

## イ 被害状況

表 資 2-6 全国の被害状況

	人的被害(人)				住家被害(棟)				
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
9	1	448	159	514	11, 221	189	1, 177		

表 資 2-7 広島市の被害状況

	人的被害(人)				住家被害 (棟)				
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸					
1	1	2	0	1	27	13	43		

## (山崖崩れは79か所で発生)



写真 資 2-5 安佐北区大林町 根谷川の増水による流木等の影響で護岸や橋 りょうが被害を受けました。



写真 資料 2-6 佐伯区湯来町麦谷 水内川の増水により護岸や道路が被害を受けました。

## (4) 平成22年7月10日~15日 大雨による災害

## ア 概要

6月中旬から7月中旬にかけて、梅雨前線は九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となった九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となりました。

安佐南区の新安川、安佐北区の矢口川内水はん濫等により、多くの浸水被害が発生しました。

(観測点…広島地方気象台 1時間最大雨量…30.5 mm 総雨量…281 mm)

## イ 被害状況

表 資 2-8 全国の被害状況(6月中旬から7月中旬の梅雨前線の大雨被害)

人	的被害(人	)	住家被害 (棟)				
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
16	5	31	42	74	208	1, 786	5, 702

表 資 2-9 広島市の被害状況

人I	的被害(人	)		,	住家被害(棟)		
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
0	0	0	0	0	1	31	566

(山崖崩れは72か所で発生)



写真 資 2-7 安佐北区口田一丁目付近 矢口川の内水氾濫により周辺の住宅や道路が 浸水被害を受けました。



写真 資 2-8 安佐南区長東三丁目付近 新安川の内水氾濫により周辺の住宅や道路が 浸水被害を受けました。

## 3 土砂災害防止法(\*12)

(正式名称:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

## (1) 制定経緯

平成11年6月29日に広島地方を襲った6.29広島災害をきっかけとして、内閣総理大臣の指示を受け建設省で、平成11年7月8日「建設省防災国土管理推進本部」を開催し、「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定し、同プロジェクトチームで土砂災害に関する恒久的な施策の在り方の検討が進められました。

この検討結果を受け、建設大臣は「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方」について 河川審議会に答申し、建設省は、河川審議会の答申を踏まえ、「土砂災害警戒区域等における土 砂災害防止対策の推進に関する法律案」をまとめました。

当法案は、平成12年3月14日に閣議決定され、第147回国会に提出されました。そして、4月18日に参議院で、4月27日に衆議院でともに全会一致で可決され、5月8日に公布、平成13年4月1日に施行されました。

## (2) 内容

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ります。

## (3) 平成26年8月広島豪雨を踏まえた改正

平成 26 年 8 月広島豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずることを内容とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 26 年 11 月 12 日に成立しました。

## 4 被災地の地形・地質(\*1)

[独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター「平成26年8月20日に広島市で発生した土石流及び斜面崩壊の発生地に関する地質情報」より引用・抜粋]

斜面崩壊の発生した、安佐南区山本付近(地点①)は後期白亜紀(9,000~7,000万年前)の 広島花崗岩の分布域で、一般的には表層が風化して真砂(マサ)と呼ばれる脆弱な状態になっ ている場合が多いことが知られています。土石流の発生したところのうち、安佐南区緑井付近 (地点②)も同様の地質です。

一方、複数の土石流が発生した安佐南区八木付近(地点③)では、谷の下部は広島花崗岩ですが、地形が急峻な谷の上部はジュラ紀の付加体(※1)の岩石で、広島花崗岩による接触変成作用(※2)によって堅くなっています。

安佐北区可部東では根谷川沿いの土石流(地点④)は広島花崗岩の分布域で起こっています。 しかし、そこから東に入ったところ(地点⑤)では、広島花崗岩と断層を挟んで東側に分布する後期白亜紀(9,000~7,000万年前)の高田流紋岩との境界部で発生しています。

※1 海洋プレートの沈み込みによってできた複雑な地層

※2 花崗岩マグマの熱で再結晶すること



図 資 4-1 地形・地質状況

被災地及びその周辺における地形・地質状況を示しています。

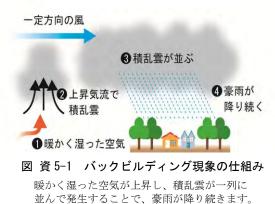
## 5 用語解説

## 〇 バックビルディング現象(\*2)

次々と発生した積乱雲が一列に並び、集中的に雨が降ることを「バックビルディング現象」と呼んでいます。一般的に積乱雲は、雨を降らせて1時間ほどで消滅すると言われています。今回は、太平洋上にある高気圧のへりに沿って、南から暖かく湿った空気が豊後水道や瀬戸内海を通って広島市付近に大量に流れ込み、さらに安佐北区、安佐南区の山地にぶつかって上昇し、同じ場所で新しい積乱雲が発生することが繰り返され、大雨が狭い範囲に集中して、継続的に降ったと考えられています。

斜面で起こりやすい傾向があるようですが、 全国どこででも発生しうると考えられます。 バックビルディング現象による大雨の 発生が増えているか現段階で不明ですが、 1時間あたりの雨量が50ミリ以上の大雨 の発生回数は、明らかな増加傾向が見られ ることから注意が必要な気象現象です。

気温が高い西日本ほど多く、山地の南東



(出典:「平成26年8月20日豪雨広島土砂災害」国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所)

## 〇 都市計画マスタープラン(\*4)

都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、 上位計画である基本構想などに即して定めるもので、長期的な視点に立った都市づくりの目標 やその実現に向けた方向性を明らかにすることを目的としています。

本市は、昭和24年(1949年)8月6日に公布・施行された広島平和記念都市建設法に基づき、戦後一貫して平和都市の建設に努力してきました。こうした歴史を踏まえ、「広島市基本構想」では、「国際平和文化都市」を都市像として掲げています。

都市計画マスタープランは、「広島市基本構想」などの上位計画の都市像などを実現するため、都市計画分野に関する都市づくりの基本方針を定めたものです。

## 〇 地域防災計画(\*5)

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村防災会議が作成する、当該市町村の地域に 係る防災のために処理すべき業務の大綱等を定めるものです。

「広島市地域防災計画」は、広島市防災会議(会長:広島市長)が作成する市域に係る防災 計画で、総合的で計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護 することを目的としています。

## 〇 基本構想(\*6)

地方自治法の規定に基づき、市町村が、議会の議決を経て、地域における将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めるものです。

広島市では、将来の都市像とそれを実現するための施策の構想などを定める「広島市基本構想」を策定しています。

平成21年(2009年)10月16日に策定した現行の「広島市基本構想」では、私たちを取り巻くすべての存在との間に「パートナーシップ・モデル」を導入することが必要であること、21世紀は、世界の都市間のパートナーシップが国際関係のモデルとなる時代であり、国の思惑などで世界を動かすという枠組みからの「パラダイム(一時代を通して支配的な物の見方や時代に共通する思考の枠組み)の転換」が必要であることなどを掲げています。

さらに、都市づくりの方向として、パートナーシップの構築とパラダイムの転換を図りつつ、 広島で実現されていることや街のたたずまいがそのまま「平和」の意味であり、具現化である ことを実感することのできる都市づくりに取り組み、「世界のモデル都市」を目指す必要があ ることなどを掲げています。

## 〇 基本計画(\*7)

基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定める長期計画であり、議会の議 決を経て策定するものです。

平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日に策定した「第 5 次広島市基本計画」では、計画期間を平成 21 年度 (2009 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までとしています。

この第 5 次広島市基本計画は、分野別計画において、「子どもの未来の創造」、「ICT先端都市の実現」を新たに章として掲げるとともに、「地球温暖化・エネルギー対策の推進」、「豊かで魅力的な里ライフの創造」、「観光の振興」を新たに節として掲げたことや、区の計画において、市内 32 か所で 400 人以上の市民の参加を得て開催した「地区別まちづくりワークショップ」の成果を踏まえ「住民に身近な地区別まちづくりビジョン」を掲げたことなどが主な特徴です。

## ○ 「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」(\*8)

広島市が目指すべきまちの姿と、その実現に向けた基本的な考え方を示すために平成23年12月に策定された「世界に誇れる『まち』の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトー」のこと。

広島市が目指すべき「まち」の姿として、①世界中の人々が一生のうち、一度は訪れてみたいと思う「まち」、②そこに暮らす人々の生き生きとした営みがある「まち」、③「平和の尊さ」を体現する「まち」、の三つを掲げています。またその実現に向けた日々のまちづくりの取り組みの柱として、「活力とにぎわい」、「ワーク・ライフ・バランス」、「平和への思いの共有」の三つを据えています。

毎年度の予算編成の基礎となるとともに、年度明けには「世界に誇れる『まち』の実現にむけた取組状況」として、成果が総括されています。平成26年度の対象事業数は172事業となっています。

# O 砂防堰堤(\*9)

土砂災害防止のために、渓流の谷出口付近に設置し、 土石流を食い止めるほか、土砂を溜めて渓流の勾配を 緩やかにすることで、一度に大量の土砂が下流に流れ 出ることを防ぎ、人家や公共施設等を保全するための 施設です。

設置箇所:一定規模の人家や公共施設のある土石流 危険淫流等

(出典:国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所ホームページ)

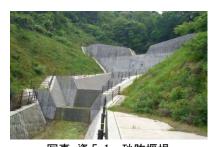


写真 資 5-1 砂防堰堤 国の広島西部山系直轄砂防事業で整備された 広島県廿日市市 宮園 3 号砂防堰堤

## お山堰堤(\*10)

浸食により荒廃した渓流や山腹崩壊箇所下流に設置 し、渓流の縦・横浸食及び土砂流出を抑止して、森林 の維持・造成を図るための施設です。

[設置箇所 : 国有林、保安林内]



写真 資 5-2 治山堰堤

## 〇 避難路(\*11)

避難路とは、災害時に避難者が避難場所に避難するための道路等をいいます。 広島市地域防災計画では、避難路を「生活避難路」と「広域避難路」に区分しています。

## (1) 生活避難路

生活避難路は、近隣避難場所や生活避難場所へ至る日常生活に密着した身近な道路で、消防活動や避難行動などに支障のない幅員 (6m以上)を有する道路等のことです。

## (2) 広域避難路

広域避難路は、延焼拡大のおそれのある市街地から広域避難場所へ至る避難路で、広域避難上支障のない幅員(原則として15m以上)を有する道路等のことです。

#### 〇 土砂災害危険箇所(\*16)

土石流、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)、地すべりによる被害のおそれのある箇所で、国の定めた要領の基準に従い決定され、「土砂災害危険箇所図」として、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」に掲載されています。県内には全国で最も多い32,000か所余りあり、具体的な箇所や基準詳細等については同サイトをご参照ください。

## 〇 自主防災組織(\*17)

自主防災組織は、昭和34年の伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として「災害対策基本法」が制定され、この法律によって生まれた隣保協同の精神に基づく地域住民による自発的な防災組織であり、地域の安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会を主体として組織されるものです

## ○ 土砂災害ハザードマップ(\*18)

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法など土砂災害警戒区域に おける円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が配布する 印刷物です。本市では、土砂災害警戒区域等が指定され、住民と協働で策定した土砂災害警戒 避難マニュアルによる検証訓練を行った地区から順次、作成・配布しています。

当該マップには、住民が自宅付近などの状況を確認し、災害時にいち早く円滑な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の範囲、避難場所、避難ルート、気象情報、避難情報の伝達方法などを掲載しています。

## ○ 山腹整備 (山腹工) (\*19)

自然災害等によって山肌が露出した崩壊地において、斜面の安定化のために植生を回復、維持、増進させる目的で設置される施設です。土砂崩れを防ぎ植物が生育できるようにするためののり面工や土留工、のり枠工などがあります。



写真 資 5-3 土留工の例



写真 資 5-4 のり枠工の例

(写真出典:関東森林管理局)

## 〇 事前復興(\*25)

市町村の主要な防災事業である減災や防災まちづくりの一環として行われる取組のひとつであり、「災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること」というハード面と「復興対策の手順の明確化や復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておくこと」というソフト面の両方の意味を有するとされています。

## 6 住宅再建支援制度

## (1) 被災者生活再建支援法(\*21)

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害(住家の全壊、半壊等)を受けた世帯に対して支援金(被災者生活再建支援金)を支給します。住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金(申請期間は災害発生日から 13 カ月以内)と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金(申請期間は災害発生日から 37 カ月以内)があります。単数世帯の場合は、各支援金の4分の3の額の支給となります。

住宅の被害程度 大規模半壊 全壊 解体 長期避難 支給額 100 万円 100 万円 100 万円 50 万円 表 資 6-2 加算支援金の支給額 住宅の再建方法 建設・購入 補修 賃借(公営住宅以外) 支給額 200 万円 100 万円 50 万円

表 資 6-1 基礎支援金の支給額

## (2) 災害復興住宅融資

## ア (独) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資(\*22) (平成 26 年 10 月 20 日現在)

自然災害により被害が生じた住宅の所有者等で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、自ら住む住宅を建設・購入又は補修される場合に貸付を行うものです。

項目	貸付限度額	貸付利率
新築住宅建設·購入 -	基本融資額 1,500 万円	年 1.18%
机架住七建议• 購入	加算額 460 万円	年 2.08%
補修	660 万円	年 1. 18%
們形	(整地等伴う場合+400万円)	+ 1.10%

表 資 6-3 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の貸付限度額等

#### イ 広島市災害復興住宅特別貸付(\*23)

平成26年8月19日からの豪雨災害により、住宅に被害を受け、広島市内に自ら住む住宅を建設・購入又は補修される個人の方で、アの「住宅金融支援機構の災害復興住宅融資」を受け、なおかつ資金が不足する方に対して、貸付を行うものです。

 項目
 貸付限度額
 貸付利率

 新築住宅建設・購入
 700万円

 中古住宅購入
 500万円
 年1.18%

 補修
 300万円

表 資 6-4 広島市災害復興住宅特別貸付の貸付限度額等

<sup>※</sup> 住宅の再建前に一旦賃貸住宅に入居すると 50 万円が支給されます。その後に自ら居住する住宅を建設・購入する場合は 150 万円が支給されます。(支給額の上限は合計 200 万円)

## (3) 災害見舞金(\*24)

## (広島市災害見舞金等の支給及び応急救助要綱、広島県災害見舞金等支給要綱)

自然災害により、住家が全壊、大規模半壊、半壊(大規模半壊を除く。)もしくは床上浸水した世帯に対して支給します。

表 資 6-5 災害見舞金の支給額

住宅の被	住宅の被害程度 全壊		大規模半壊	半壊	床上浸水
士公东	広島市	30 万円	20 万円	10 万円	5 万円
支給額	広島県	30 万円	10 万円	10 万円	_

## (4) 義援金(\*20)

災害などにより、生命や財産に被害を受けた被災者の生活支援を目的として集められ、被害に 基づいて公平に配分される寄付金のことです。

表 資 6-6 (参考) 広島市 8.20 豪雨災害義援金 (第1次配分及び第2次配分) 配分対象及び配分額表(住宅再建関係の抜粋)

				エコノンタ	哲 / 出 片 。	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
区分		配分対象			預(単位:	
(-)				第1次	第2次	合計
(2) 住家被害に対する	①住家全壊	り災者台帳の被災区分の認定 が「住家・全壊」の世帯	持家	10	500	510
義援金		※大規模半壊又は半壊の持家 を解体・撤去した場合を含む。	借家	10	200	210
-	②大規模半壊	り災者台帳の被災区分の認定	持家	10	375	385
	0, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	が「住家・大規模半壊」の世帯	借家	10	150	160
-	③半壊	り災者台帳の被災区分の認定	持家	10	250	260
		が「住家・半壊」の世帯	借家	10	100	110
·	④床上浸水	り災者台帳の被災区分の認定が 「住家・床上浸水」の世帯 り災者台帳の被災区分の認定が		10	50	60
	⑤一部破損	り災者台帳の被災区分の認定が 「住家・一部破損」の世帯 ※床下浸水(土砂流入)と同等の被害 と個別に判断したものに限る。		10	25	35
-	⑥床下浸水 (土砂流入)	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・床下浸水(土砂流入)」の世帯及びこれと同等の被害と個別に判断したもの		10	10	20
<ul><li>(5)</li><li>公的支援の対象と</li><li>なり得るものの</li><li>自費負担等に対する</li></ul>	①自力で仮住 宅を確保し ている世帯 に対する義 援金	住家が被災し、自力で仮住宅を 家賃等を負担している世帯	確保し		30	30
義援金	②自費で住家 を解体・撤 去した者に	半壊以上※の被害を受けた住家費で解体・撤去した者 ※半壊の場合は、被災者生活再発法の被災世帯と認定されているが必要です。	建支援		実費 (限度) 100 万円	実費 (限度) 100 万円

## 7 がけ地近接等危険住宅移転事業 (既存住宅の移転促進)(\*13)

## (1) 目的

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保します。

## (2) 概要

## ア 対象区域

- ・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」

## イ 補助要件

事業計画に基づく移転であること

- 既存不適格住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行っ た住宅

## ウ 補助内容

- ・ 除 却 等 費: 危険住宅の除却等に要する費用
- ・ 建物助成費:危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り 入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

表 資 7-1 がけ地近接等危険住宅移転事業の補助限度額

補助対象限度額(特	(単位:千円/戸)		
除却	除却等費		
	建物	4, 570	
Z++ //m C+	土 地	2,060	
建物助成費	敷地造成	597	
	計	7, 227	
合	計	8, 029	

## 8 地元説明会開催状況等

## (1) 開催状況

## ア 安佐南区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
緑井七丁目	八敷福祉会	12月5日(金)	八敷会館	100名
下細野	下細野自治会	12月6日(土)	下細野会館	15 名
八木三丁目	上市の坪自治会 八木ツインコーポ自治会 第一市の坪自治会 第二市の坪自治会 上楽地町内会 八木住宅町内会 小原自治会 小原自治会 体林台自治会	12月10日(水)	梅林小学校	230 名
八木四丁目	阿武の里自治会 八木ヶ丘町内会 室屋自治会 梅林県営住宅自治会 山手町内会 ミナスヒルズ八木グループ	12月15日(月)	梅林小学校	130名
緑井八丁目	緑井上組町内会	12月16日(火)	梅林小学校	90名
別所	別所第一区自治会 別所県営自治会 別所第二自治会 細田自治会 追細町内会	12月18日(木)	八木小学校	26 名
上細野	上細野自治会	1月10日(土)	下細野会館	29 名
山本	畑組自治会 山下宮下自治会 グロウヒルズ祇園山本自治会 山本西中組自治会 山本西下組自治会	1月10日(土)	丸子集会所	40 名
	合	計		660 名

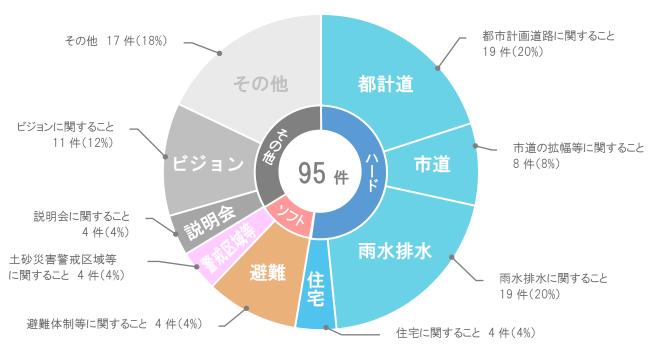
## イ 安佐北区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
大林	大林学区内各自治会	1月14日(水)	大林集会所	40名
可部	可部学区内各自治会	1月17日(土)	安佐北区総合福祉セ ンター	110名
三入	三入学区内各自治会	1月22日(木)	三入公民館	50名
三入東	三入東学区内各自治会	1月25日(日)	桐陽台コミュニティ センター	40 名
可部南	可部南学区内各自治会	1月25日(日)	広島市可部福祉セン ター	70 名
	合	計		310名

## (2) 意見等の内訳

## ア 安佐南区

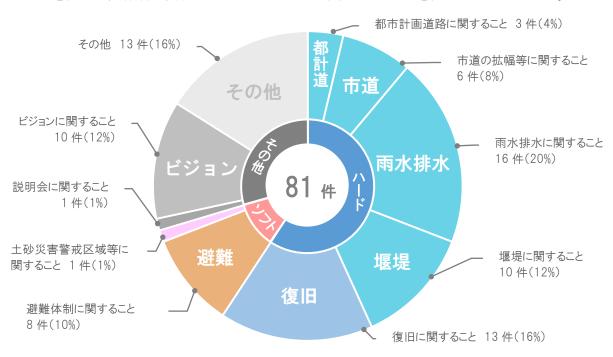
都市計画道路、市道の拡幅等、雨水排水に関する意見等が半数近くを占め、防災・減災のための施設整備への関心の高さが強く表れる結果となっています。また、避難体制や土砂災害警戒区域等に関することなどのソフト対策についても意見をいただきました。



	分類	主な内容	件数
	都市計画道路に関すること	事業費、整備期間、着手時期、構造、必要性、立ち退きへの不安、補償の有無、計画変更の可能性、景観、早期整備 など	19 件
A T	市道の拡幅等に関 すること	排水路併設、早期整備、国の砂防堰堤工事用道路の市道 としての存続 など	8 件
ド	雨水排水に関すること	洪水対策、八木用水の取扱、早期整備、山手川等の個別 河川改良 など	19 件
	住宅に関すること	区域指定後の再建時における構造規制への公的支援、災 害復興住宅融資条件 など	4 件
ソ	避難体制に関する こと	雨量計・サイレン設置、避難所の位置・アクセス、地元集会所復旧支援の内容 など	9件
フト	土砂災害警戒区域 等に関すること	区域未指定による被害拡大、早期の区域指定、未指定理 由 など	4 件
	説明会に関すること	周知不足の苦情、昼間の説明会開催等高齢者への配慮、 随時意見を聞く場の設置 など	4 件
その他	ビジョンに関する こと	全体事業費、集中と継続復興期間の区分、着手時期、地 元意見の反映、要望・問い合わせ先、ビジョンの評価、 窓口の一本化、ソフト対策の充実 など	11 件
114	その他	電線地中化、保安林指定、用地補償契約前の新住居取得時の税控除、砂防堰堤の見える化、区域指定後の既存保育園の構造対応 など	17 件
		合 計	95 件

## イ 安佐北区

都市計画道路、市道の拡幅等、雨水排水、堰堤に関する意見等が半数近くを占め、防災・減災のための施設整備への関心の高さが強く表れる結果となっています。また、復旧に関する多くの意見や避難体制に関することなどのソフト対策についても意見をいただきました。



	分類	主な内容	件数
	都市計画道路に関すること	水道管埋設、渋滞対策、早期整備など	3 件
	市道の拡幅等に関 すること	早期整備、新たな市道整備、国の砂防堰堤工事用道路の 市道としての存続 など	6 件
ハード	雨水排水に関すること	根谷川、高谷川等の個別河川改良、上原川周辺地域浸水 対策(ポンプ設置)、河川浚渫 など	16 件
	堰堤に関すること	堰堤の整備時期、砂防堰堤と治山堰堤の相違、団地造成 主がつくった私設堰堤の管理 など	10 件
	復旧に関すること	根谷川と根谷川支川の護岸復旧、幹線道路法面復旧、可 部街道の復旧時期、農地の取水口の復旧、復旧の遅延、 復旧体制の人員増 など	13 件
ソフ	避難体制に関する こと	サイレン設置、避難所の位置・アクセス、地元集会所復 旧支援、非常時の周知方法、地元防災体制見直しへの 協力 など	8 件
<b> </b>	土砂災害警戒区域 等に関すること	被災状況を踏まえた区域の見直し及び区域指定の状況	1 件
	説明会に関すること	国・県の砂防担当、区役所復旧担当、消防局防災担当等 関係機関の出席	1件
その他	ビジョンに関する こと	地元意見の反映、問い合わせ先、盛り込まれなかった要望への対応、着手時期、ビジョンの対象地域・実現性など	10 件
	その他	危険な私有林・私有法面の対策、治山・山腹・急傾斜地 対策、防災リーダーの養成 など	13 件
		合 計	81 件

## 9 土砂災害特別警戒区域等に係る基礎調査の見直し結果

(平成 26 年 12 月 25 日広島県土木局砂防課 公表資料(\*14))

## 土砂災害特別警戒区域等に係る基礎調査の見直し結果の公表について 〜八木・緑井地区〜

## 1 要旨

9月3日から基礎調査結果を公表している八木・緑井地区においては、土石流の特別警戒区域の指定予定範囲と、8月20日の土砂災害で多くの家屋が被災したエリアが大きく異なっていたため、区域設定の見直しを進めており、今後、住宅の再建等が予想されることから、早期に特別警戒区域等の指定を行う必要がある。

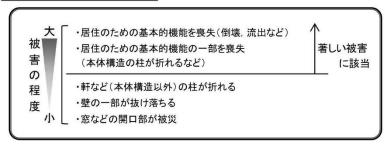
これまでに、家屋に「著しい被害」のあった**11渓流**について、見直しが完了したので、その結果を公表する。

また,八木・緑井地区と同様に,基礎調査が完了していて被災を受けた,安佐北区の三入地区についても,引き続き見直しを進めていく。

## 2 見直しの要点

- (1) 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
  - ・著しい被害(住民の生命・身体に著しい影響を及ぼす可能性が高い被害) を受けた家屋の被災 実態等を踏まえて、特別警戒区域を設定することとした。

#### 「著しい被害」のあった家屋とは



## (2) 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

9月3日に公表した,前回の基礎調査では、土砂災害警戒区域の端部を八木用水までとしていたが、八木用水を超えて土石流が流下した可能性があることを踏まえ、区域を設定することとした。

#### 3 区域指定

## (1) 土石流

- ① 当該地区の全55渓流のうち、家屋に著しい被害があった11渓流について、今年度中に警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う。
- ② その他の渓流については、今年度中に警戒区域のみを指定し、特別警戒区域については、県の基準の見直し後早期に指定を行う。なお、基準の見直しについては、学識経験者等の意見を踏まえながら、今年度末までに基準改定を目指す。

#### (2) がけ地 (急傾斜)

全箇所について、被災による地形の改変を反映した上で、現行基準に基づき、今年度中に警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う。

## 4 土砂災害警戒区域等の指定予定箇所数(八木・緑井地区)

(箇所)

	土石流		急傾斜		計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
H26 年度指定	55	11	75	69	130	80
H27 年度指定	-	*43	н	-	-	*43
計	55	*54	75	69	130	*123

<sup>※</sup> 全県的な指定基準の見直し結果により、変更の可能性あり。

## 5 公表方法

(1) 公表開始日時

平成26年12月25日(木) 15時から

## (2) 公表方法

- ○広島県HP『土砂災害ポータルひろしま』の「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」への掲載
  (URL: http://www.sabo.pref.hiroshima, lg, jp/portal/map/keikai.aspx)
- ○図面については、建設事務所(支所)、市町の担当課等において、準備が出来次第閲覧できるようにする。

## 6 今後の予定

## 【八木・緑井地区】

・ H26年12月 11渓流の土砂災害警戒区域等の公表 [今回]

H27年1月 その他の渓流及び急傾斜の土砂災害警戒区域等の公表

・ H27年2月 指定に係る地元説明会

· H27年3月末 区域指定の完了

#### 【三入地区】

・ H27年3月 土砂災害警戒区域等の公表

・ H27年5月 指定に係る地元説明会・区域指定の完了

## 土砂災害特別警戒区域等に係る基礎調査の見直し結果の追加公表について 〜八木・緑井地区〜

#### 1 概要

- (1) 9月3日から基礎調査結果を公表している八木・緑井地区については、被災実態等を踏まえて区域の 見直しを進めている。
- (2) 家屋に著しい被害のあった11渓流については、見直し結果を昨年12月25日に公表したところである。
- (3) この度、残る土石流及び急傾斜の見直しが完了したことから、1月30日(金)15時から『土砂災害ポータルひろしま』で公表することとした。なお、土石流の特別警戒区域については、県の基準の見直し後、再度見直しを行う。

#### 2 見直し内容

## (1) 土石流

被災した渓流において、八木用水を超えて土石流が流下した可能性があることを踏まえ、警戒区域の 下端部の見直しを行った。

## (2) がけ地 (急傾斜)

災害等による地形改変を反映して、特別警戒区域等の見直しを行った。

## 3 基礎調査結果の公表について

(1) 公表予定日時

平成27年1月30日(金)15時から公表

#### (2) 公表箇所数

(箇所)

FT /	土	土石流 急傾斜		頃斜	計	
区分	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
H26. 12. 25 公表	11	11	17911	7-7-7	11	11
今回公表	45**	44**	75	69	120	113
合 計	56	55	75	69	131	124

<sup>※</sup> 土石流の発生状況を踏まえ、基礎調査の対象渓流を1箇所追加

#### (3) 公表方法

○広島県HP『土砂災害ポータルひろしま』の「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」に掲載する。

(URL: http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx)

○図面については, 西部建設事務所, 広島市の担当課において, 準備が出来次第閲覧できるようにする。

## 4 区域指定方針について

## (1) 土石流

- ① 家屋に著しい被害があった 11 渓流について、今年度中に警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う。
- ② その他の渓流(今回公表分)は、今年度中に警戒区域のみを指定し、特別警戒区域については、県の基準の見直し後、指定を行う。
- (2) がけ地(急傾斜)

現行基準に基づき, 今年度中に警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う。

## 5 八木・緑井地区のスケジュールについて

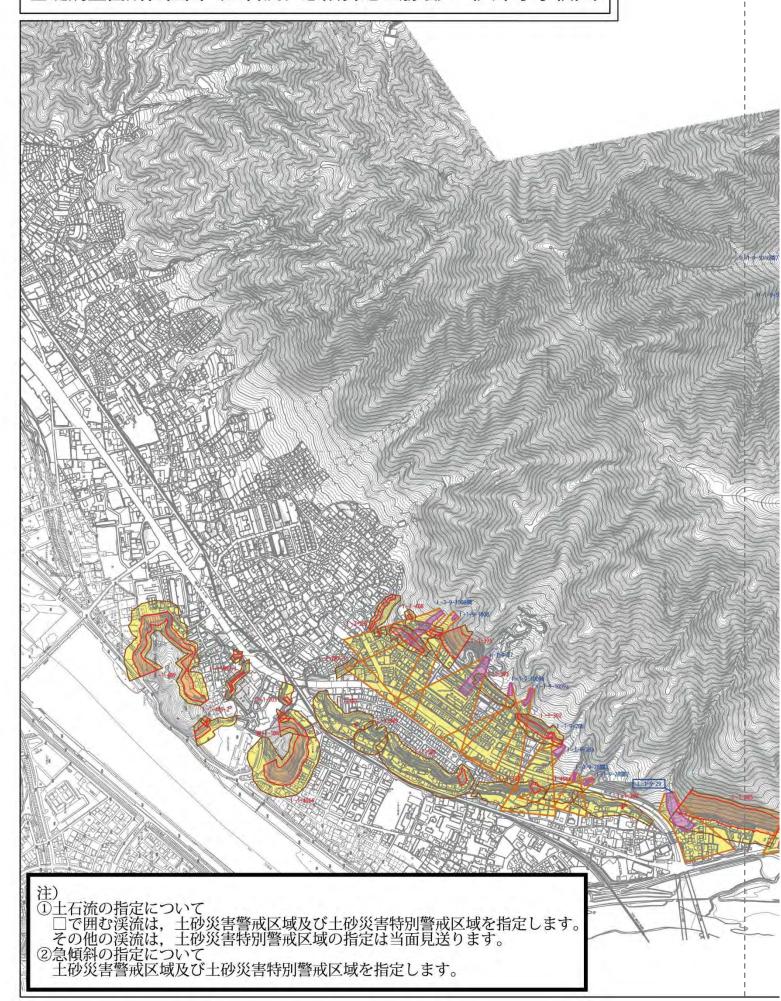
· H26年12月25日 11渓流の土砂災害警戒区域等の公表

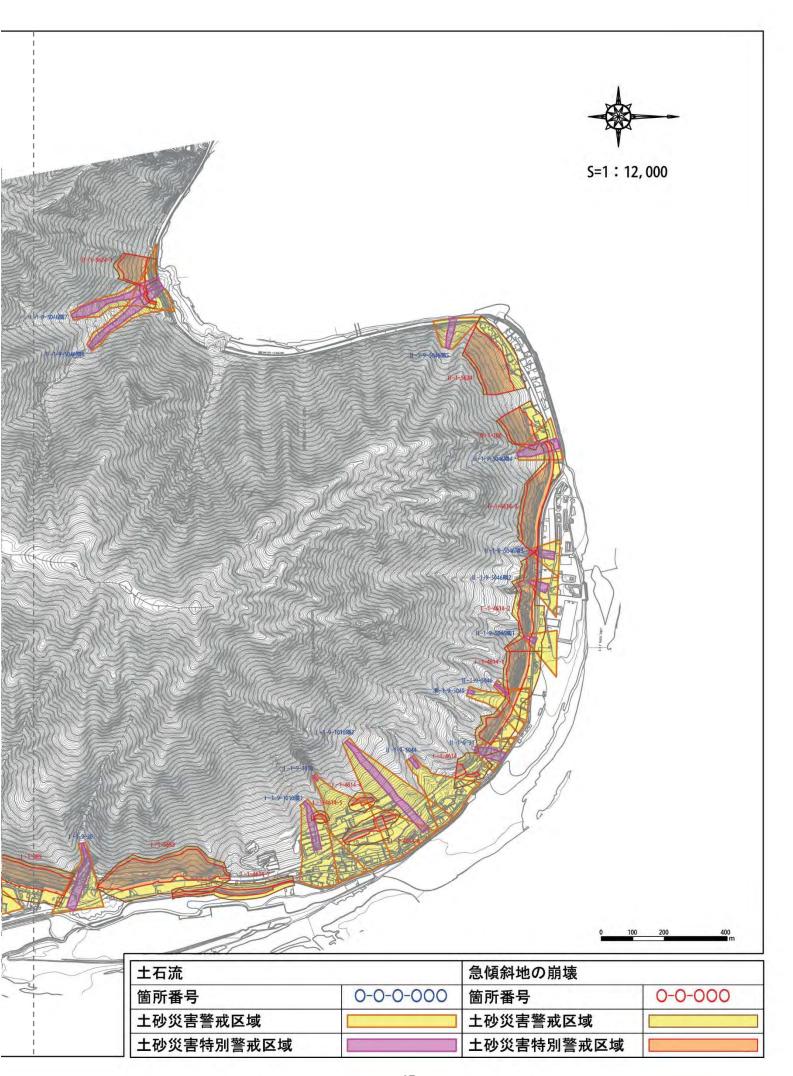
· H27年1月30日 その他の渓流及び急傾斜の土砂災害警戒区域等の公表〔今回〕

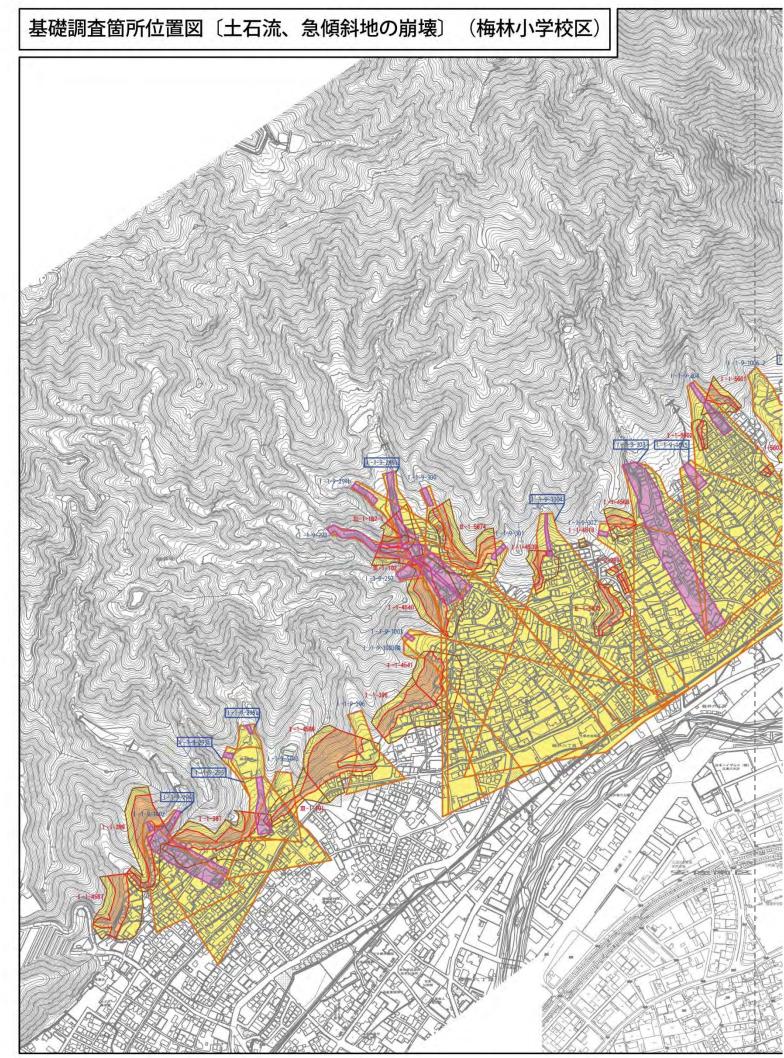
・ H27年2月 指定に係る地元説明会

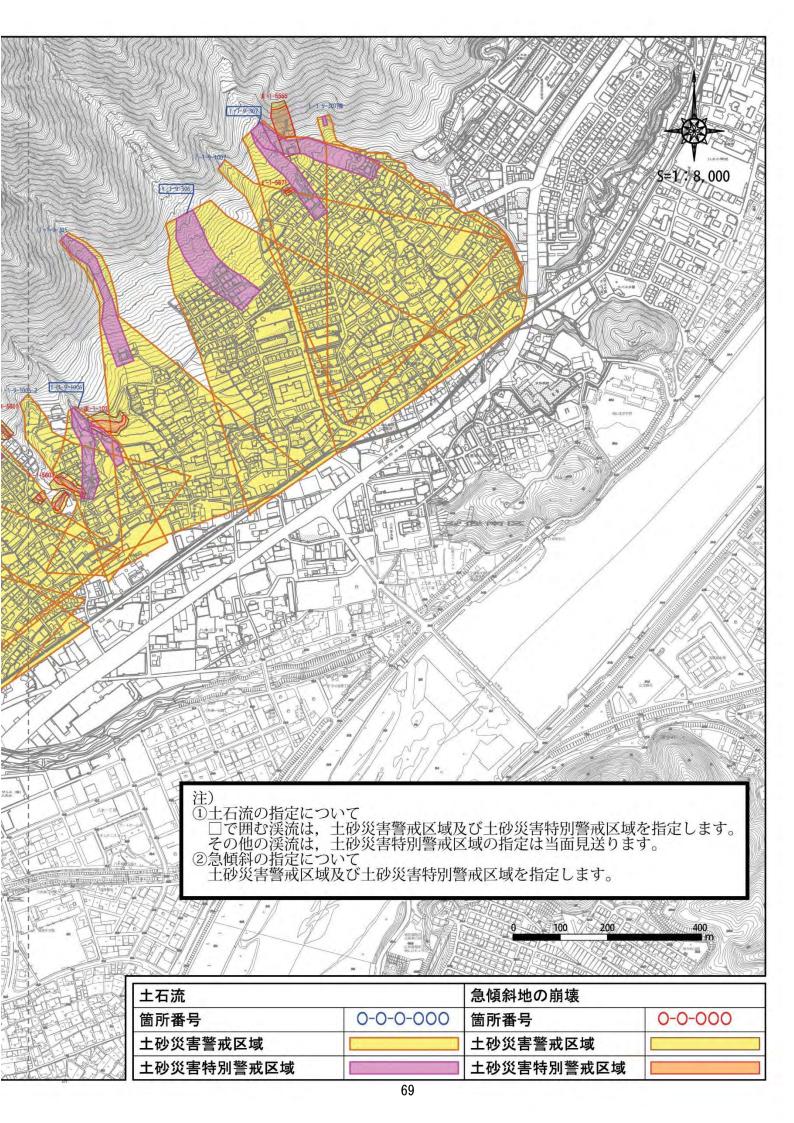
・ H27年3月末 区域指定の完了

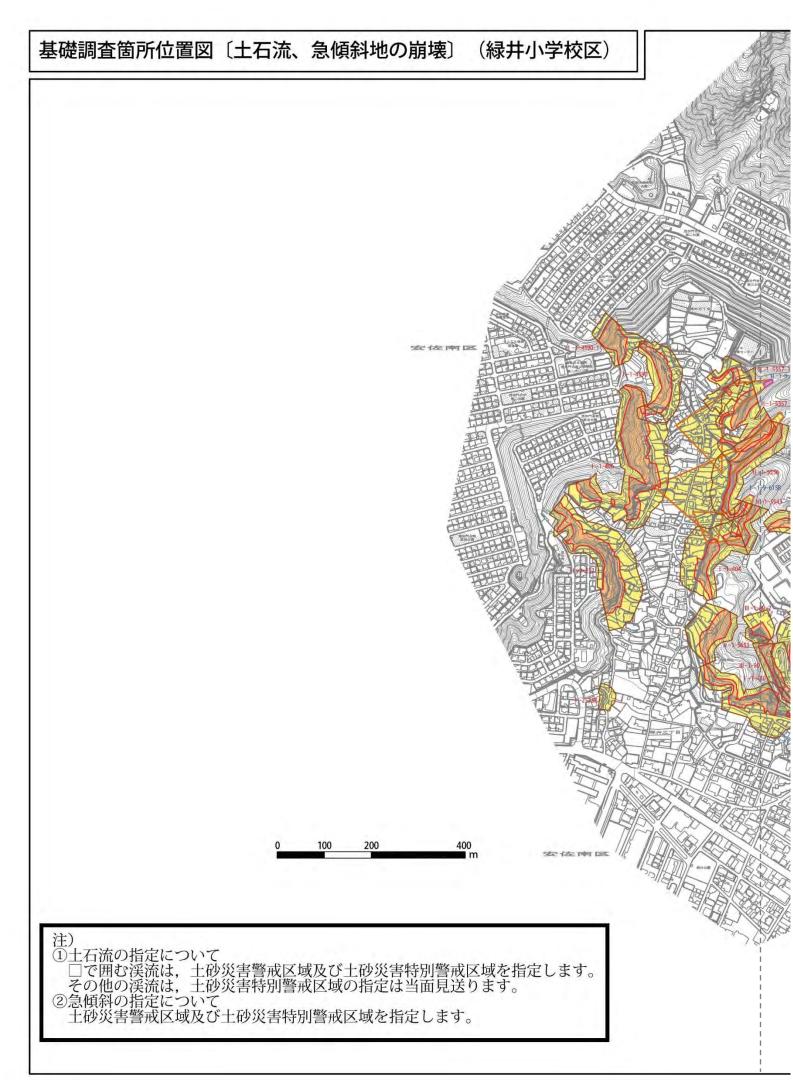
# 基礎調査箇所位置図〔土石流、急傾斜地の崩壊〕(八木小学校区)

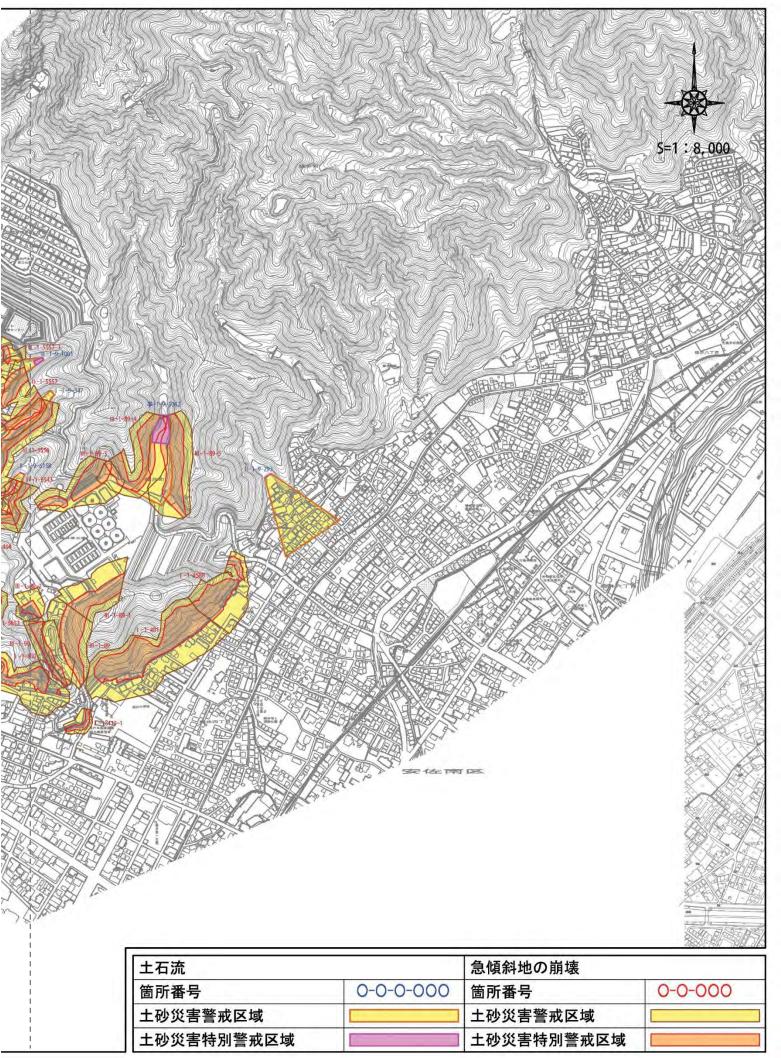












-	
名 称	平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害
	復興まちづくりビジョン案(第2版)
主 管 課	広島市都市整備局都市整備調整課
	復興まちづくり担当
所 在 地	〒730-8586
	広島市中区国泰寺町一丁目 6番 34号
	TEL 082-504-2666
発行年月	平成 27 年(2015 年)2 月